

【平成29年10月1日改正分】

表-4 産業廃棄物の現地審査料金表及び成分検査料金表

		産業廃棄物の種類	料金(税抜価格)	
現地審査	[燃え殻・汚泥・廃油・鉱さい・ばいじん・産業廃棄物を処分するために処理したもの(13号廃棄物)・自動車等破砕物等]成分検査を要する廃棄物		5,000円	
	上記以外の産業廃棄物		無料	
成分検査	区分	産業廃棄物の種類	成分検査内容	料金(税抜価格)
	埋立	燃え殻	必須項目	40,000円
			[+1,4-ジオキサン]	[+15,000円]
			[+ダイオキシン類]	[+130,000円]
		汚泥	必須項目	80,000円
			[+有機溶剤系]	[+67,000円]
			[+農薬系]	[+30,000円]
		[+ダイオキシン類]	[+130,000円]	
	廃油	必須項目	147,000円	
	鉱さい	必須項目	40,000円	
ばいじん	必須項目	170,000円		
	[+1,4-ジオキサン]	[+15,000円]		
	産業廃棄物を処分するために処理したもの(13号廃棄物)	必須項目	処理前の廃棄物に該当する成分検査料金	
自動車等破砕物	必須項目	147,000円		
焼却	汚泥	必須項目	80,000円	
		[+有機溶剤系]	[+67,000円]	
		[+農薬系]	[+30,000円]	
[+ダイオキシン類]	[+130,000円]			

(備考1) 現地審査料金及び成分検査料金は、消費税を含んでいません。別途必要です。

(備考2) 現地審査料金については、新規契約・更新契約・変更契約に伴う全ての現地審査において、成分検査を要する廃棄物が含まれる場合、廃棄物の数に関係なく1回当たり5,000円とします。

(備考3) 成分検査料金は、現地審査の結果から成分検査項目を追加した場合、増加致します。

(備考4) 管理型産業廃棄物については、水銀又はその化合物の含有量試験を実施します。(＋5,000円)

(備考5) 成分検査が必要とされていない廃棄物についても、成分検査の必要が有ると認められる場合は成分検査を実施し、現地審査料金及び成分検査料金をいただきます。